**令和5年度治療用装具申請における過誤請求について**

令和5年度の治療用装具作製による療養費の申請は約260件でしたが、うち19件で医療機関や義肢装具士の過誤請求がありましたのでケース別にご報告いたします。

【治療用装具作製指示証明書関連】

〇治療用装具製作指示証明書が有償発行されていたケース（3件）

→治療用装具製作指示証明書は無償で医療機関から発行しなければならないと決められているため、証明書代全額（総額3,800円）が返金されました。

【既製品装具関連】

〇既製品装具を装着した際、採寸が行われていないにもかかわらず、採寸料として2,000円（自己負担600円）の医療費が請求されていたケース（5件）

→採寸（装具を装着する部位をメジャー等で計測したりすること）が行われていない場合、採寸料の請求はできません。2,000円（自己負担600円）が返金されました。

既製品装具装着にあたり、医学的必要性から加工するために採寸が行われた場合、2,000円を請求してよいとされております。

〇既製品装具を装着した際、採型が行われていないにもかかわらず、採型料7,000円（自己負担2,100円）が請求されていたケース（1件）

→採型が行われていない場合、採型料の請求はできません。7,000円（自己負担2,100円）が返金されました。

【オーダーメイド装具関連】

〇装具の価格の内訳を確認したところ、金額誤りがあったケース（6件）

→装具代金の総額212,595円から177,991円と減額され、総額34,604円（最高返金額：

15,090円）が返金されました。

〇足底装具（治療用インソール）を作製する際、インプレッションフォームを使用して型を採ったが7,000円（自己負担2,100円）の医療費が請求されていたケース（3件）

→ギプス等を巻いて型を採ったとして7,000円が請求されておりました。

実際は『インプレッションフォーム』というスポンジ状のものを踏み込んで型を採っており、この場合は2,000円（自己負担600円）と決められているため、5,000円（自己負担1,500円）が返金されました。

〇乳児が足底装具を作製する際、インプレッションフォームを使用して型を採ったが10,850円（自己負担2,170円）の医療費が請求されていたケース（1件）

→上記と類似のケースです。ギプス等を巻いて型を採ったとして、乳幼児加算（55％）を加えた10,850円が請求されておりました。

実際は『インプレッションフォーム』というスポンジ状のものを踏み込んで型を採っていたため、大人と同様、2,000円に乳幼児加算（55％）を加えた3,100円（自己負担620円）に修正され、7,750円（自己負担1,550円）が返金されました。